

東関東自動車道

吉倉高架橋耐震補強工事

交付図書正誤表

東日本高速道路株式会社 関東支社

千葉管理事務所

対象	特記仕様書(P.32)										
誤	<p>22-12-2-1 様別</p> <p>共通仕様書17-9-3 (2) 「種別」の単価表の項目に、次を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1-1</td> <td>既設コンクリート構造物の変状部をウォータージェット工法(以下、WJ工法という)によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。</td> </tr> <tr> <td>A1-2</td> <td>既設コンクリート構造物の変状部をWJ工法によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工</p> <p>1) 断面修復工の施工は、構造物施工管理要領III-3-3-6~9の規定に従い行うものとする。</p> <p>2) WJ工法の施工は、構造物施工管理要領III-3-1-2「はつり処理」の規定によるものとする。</p> <p>3) WJ工法によるはつり処理は、本体構造物に損傷を与えないよう慎重に施工するものとする。</p> <p>4) WJ工法によるはつり処理の断面はフェザーエッジとならないよう、カッターマーク処理を行うものとする。</p> <p>5) WJ工法によるはつり処理は、水道水を使用すること。</p> <p>6) WJ工法による回収(汚泥)水は在職時に貯水し排水時においてその水質は、各自治体が定める基準に適合しなければならない。なお、回収(汚泥)水の沈殿槽への貯水及び水質調整等に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p>7) 回収(汚泥)水から分離した清泥及び断面修復工により生ずるコンクリート塊の処分については、関連する法令に基づき適切に処理しなければならない。なお、汚泥の処分に要する費用についても、別途、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>8) 施工中の飛散防止对策に要する費用は関連する単価項目に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。</p> <p>9) はつり処理により構造に影響を及ぼすそれがある劣化損傷箇所や鉄筋の著しい損傷を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、その指示を受けるものとする。</p> <p>22-12-2-3 支払</p> <p>共通仕様書17-9-3 (6) 「支払」によらず次のとおりとする。</p> <p>断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1L当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うWJ工法によるはつり除去、清水の調査、漏水処理、断面欠損面の清掃・整形、鉄筋のケレン・防錆剤の塗布、断面修復材による修復等断面修復工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと算入するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17-(29)</td> <td>断面修復工 A1-1 L A1-2 L</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	A1-1	既設コンクリート構造物の変状部をウォータージェット工法(以下、WJ工法という)によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。	A1-2	既設コンクリート構造物の変状部をWJ工法によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。	単価表の項目	検測の単位	17-(29)	断面修復工 A1-1 L A1-2 L
単価表の項目	区分内容										
A1-1	既設コンクリート構造物の変状部をウォータージェット工法(以下、WJ工法という)によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。										
A1-2	既設コンクリート構造物の変状部をWJ工法によりはつり除去し、欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。										
単価表の項目	検測の単位										
17-(29)	断面修復工 A1-1 L A1-2 L										
正	<p>22-12-2-1 様別</p> <p>共通仕様書17-9-3 (2) 「種別」の単価表の項目に、次を追加する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1-1</td> <td>コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。</td> </tr> <tr> <td>A1-2</td> <td>コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 施工</p> <p>断面修復工の施工は、構造物施工管理要領III-3-3-6~9の規定に従い行うものとする。</p> <p>22-12-2-3 支払</p> <p>共通仕様書17-9-3 (6) 「支払」によらず次のとおりとする。</p> <p>断面修復工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1L当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う断面欠損面の清掃・整形、鉄筋のケレン・防錆剤の塗布、断面修復材による修復等断面修復工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと算入するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17-(29)</td> <td>断面修復工 A1-1 L A1-2 L</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	A1-1	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。	A1-2	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。	単価表の項目	検測の単位	17-(29)	断面修復工 A1-1 L A1-2 L
単価表の項目	区分内容										
A1-1	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、移動足場上で施工を行なうもの。										
A1-2	コンクリート構造物の欠損箇所の整形、鉄筋のケレン及び防錆剤の塗布、断面修復材付着面へのプライマー塗布を行い、左官工法または吹付け工法により断面修復材にて修復することをいい、固定足場上で施工を行なうもの。										
単価表の項目	検測の単位										
17-(29)	断面修復工 A1-1 L A1-2 L										
備考											

対象	割掛け対象表参考内訳書			
誤	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
	剥離剤用環境対策資機材費	<p>塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、簡易セキュリティールーム、エアシャワー、負圧集塵機・真空掃除機(フィルター交換に要する費用を含む)、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。</p>	<p>吉倉高架橋 簡易セキュリティールーム ・1台 エアシャワー ・1台×25ヵ月=25台・月 エアシャワー用1次フィルター ・1台×25ヵ月×4枚/月=100枚 エアシャワー用チャコールフィルター ・1台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=9枚 エアシャワー用 HEPA フィルター ・1台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=9枚</p> <p>負圧集塵機 ・規格：5～7m³/min ・4台×25ヵ月=100台・月 (施工区画容量294m³/台程度を想定)</p> <p>負圧集塵機用1次フィルター ・4台×25ヵ月×20枚/月=2000枚 負圧集塵機用2次フィルター ・4台×25ヵ月×4枚/月=400枚 負圧集塵機用チャコールフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 負圧集塵機用 HEPA フィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 吸気用ダクト(ペットクリアダクト) ・4m 排気用ダクト(ビニールダクト) ・4m 真空掃除機 ・4台×25ヵ月=100台・月</p> <p>真空掃除機用1次フィルター ・4台×25ヵ月×4枚/月=400枚 真空掃除機用2次フィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 真空掃除機用チャコールフィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚 真空掃除機用 HEPA フィルター ・4台×25ヵ月×1枚/3ヵ月=34枚</p>	-
正	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	数量内訳(参考)	図面
	剥離剤用環境対策資機材費	<p>塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去工の施工に必要となる、簡易セキュリティールーム、エアシャワー、負圧集塵機・真空掃除機(フィルター交換に要する費用を含む)、吸気用ダクト及び排気用ダクトの設置に要する費用をいう。</p>	<p>吉倉高架橋 簡易セキュリティールーム ・1台 エアシャワー ・1台×25ヵ月=25台・月 エアシャワー用1次フィルター ・1台×23日/20日/月×4枚/月=5枚 エアシャワー用チャコールフィルター ・1台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=1枚 エアシャワー用 HEPA フィルター ・1台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=1枚</p> <p>負圧集塵機 ・規格：5～7m³/min ・4台×25ヵ月=100台・月 (施工区画容量294m³/台程度を想定)</p> <p>負圧集塵機用1次フィルター ・4台×23日/20日/月×20枚/月=92枚 負圧集塵機用2次フィルター ・4台×23日/20日/月×4枚/月=19枚 負圧集塵機用チャコールフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 負圧集塵機用 HEPA フィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 吸気用ダクト(ペットクリアダクト) ・4m 排気用ダクト(ビニールダクト) ・4m 真空掃除機 ・4台×25ヵ月=100台・月</p> <p>真空掃除機用1次フィルター ・4台×23日/20日/月×4枚/月=19枚 真空掃除機用2次フィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 真空掃除機用チャコールフィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚 真空掃除機用 HEPA フィルター ・4台×23日/20日/月×1枚/3ヵ月=2枚</p>	-
備考				